

住民監査請求の結果について

住民監査請求について、監査委員は合議により次のとおり決定しましたので公表します。

バナーフラッグの掲示に関するもの

経 過

- 令和2年10月1日 監査請求書受付
令和2年10月15日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和2年10月29日 請求人及び監査対象区局の陳述
令和2年11月24日 監査委員会議にて審議（決定）

監査請求の要旨

横浜市長は、自身が会長を務める横浜熱闘倶楽部の名をもって、横浜DeNAベイスターズ（以下「ベイスターズ」といいます。）が制作したベイスターズ宣伝用のフラッグの掲示を、横浜熱闘倶楽部がしたかのように装い、道路占用料の半額減額を申請した。横浜市長は、自身の出した申請を虚偽申請であると知りながら、正規の道路占用料の徴収を免れさせた。

横浜市長は、減額した道路占用料の再調定・更正決定を行い、ベイスターズが違法に免れた道路占用料を徴収すべきであり、それが出来ないのであれば、横浜市長自らが損害を補填すべきである。

結 論

本件請求に関して監査を実施する過程で判明した事実から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしていないものとし、以降の本案審理を行わないことを、合議により決定しました。（受理後却下）

＜監査委員の判断要旨＞

本件請求において、平成24年度から平成27年度にかけて行われた道路占用料の減免は、一旦発生した道路占用料という公法上の債権の一部を放棄することで、財産を処分したものであると解されることから、減免を行うこと自体が本件請求における財務会計行為に該当し、減免を行った日を基準として住民監査請求の期間制限を適用することとなります（宇都宮地裁平成10年5月14日判決及びその控訴審である東京高裁平成11年9月21日判決同旨）。

中区によれば、市が平成27年度において本件バナーフラッグの掲出に係る道路占用許可を最後に行った日は、平成27年11月27日であるとのことであり、平成28年度以降は横浜熱闘倶楽部からバナーフラッグの掲出に係る道路占用許可申請はされていないとのことです。したがって、平成27年11月27日より後に、横浜熱闘倶楽部に対する、バナーフラッグの掲出に係る道路占用料の減免は行われていないことが認められます。

地方自治法第242条第2項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、本件請求時点においては、住民監査請求の期間制限の基準日となる道路占用料の減免を行った日から既に一年を経過していることは明らかです。また、最高裁平成14年9月12日判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情も窺えませぬ。

したがって、本件請求は、住民監査請求の請求期限を経過してなされたものであり、地方自治法第242条に規定している住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

【参考】 地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354

第1 結論

本件請求に関して監査を実施する過程で判明した事実から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしていないものとし、以降の本案審理を行わないことを、合議により決定しました。

第2 請求の概要

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和2年10月1日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

横浜熱闘倶楽部への占用許可に基づき、平成24年度から平成27年度までに中区内に掲出された横浜 DeNA ベイスターズの選手の写真等が印刷されたバナーフラッグ（以下「本件バナーフラッグ」といいます。）に係る道路占用料のうち、減免相当額を横浜市（以下「市」といいます。）が徴収していないことが、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実該当するかを監査対象事項としました。

2 監査対象区局の決定

道路局、中区及び市民局を監査対象区局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、地方自治法（以下「法」といいます。）第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は、令和2年10月29日に陳述を

行いました。

また、同日に、道路局及び中区から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、同区局職員から陳述を聴取しました。

聴取した陳述内容は、別紙3のとおりです。

4 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象区局からの提出書面及び監査対象区局の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 道路占用許可の根拠規定について

道路法（昭和27年法律第180号）第32条は、道路上に工作物等を掲出し、道路を継続して使用する場合の占用許可の手続について、次のとおり規定しています。

道路法

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

（第1号から第6号まで省略）

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

（第1号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略）

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条は、道路法第32条第1項第7号で定める工作物等に該当するものについて、次のとおり規定しています。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

（第2号から第13号まで省略）

道路局及び中区によれば、本件バナーフラッグは道路法施行令第7条第1号の「幕」に該当するとのこと。

(2) 道路占用料の徴収及び減免の根拠規定について

道路法第39条は、道路占用料の徴収について、次のとおり規定しています。

道路法

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号。以下「占用料条例」といいます。）第6条は、道路占用料の減免について、次のとおり規定しています。

横浜市道路占用料条例

(占用料の減免及び返還)

第6条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の一部または全部を免除することができる。

(1) 法第39条第2項ただし書に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する事業を行なうため占用するもの。

(2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

(4) 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

(5) 前各号のほか市長が特に必要であると認めるもの。

(第2項及び第3項省略)

道路局及び中区によれば、占用料条例に基づく道路占用料の減免の取扱いについて、横浜市道路占用料減免取扱要領（以下「取扱要領」といいます。）を制定し、これに基づき審査を行い、減免の可否を決定しているとのこと。

横浜市道路占用料減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市道路占用料条例第6条の規定による道路占用料の減免の取扱いについて、その手続及び減免率等を定めるものである。

(対象)

第2条 道路占用料の減免の対象及び減額の額は、別表1(免除)及び別表2(減額)を基準として、減免の額については、そのつど市長が定める。

(申請)

第3条 占有者が、道路占用料の減免を受けようとする場合には、「道路占用料減免申請書」(様式1)により、道路管理者に申請しなければならない。

2 道路占用料減免の申請は、道路占有許可申請と併せて提出しなければならない。

【横浜市道路占用料減免取扱要領 別表-2 改正経緯】

◎平成19年10月1日から平成25年3月31日まで

(別表-2) (抜粋)

2 一部免除するもの

区分	物件	要件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(14) イベント等	横浜市が共催又は後援するイベント等	50%を限度とする。

◎平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(別表-2) (抜粋)

2 一部免除するもの

区分	物件	要件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(13) イベント等	横浜市が共催又は後援するイベント等	50%を限度とする。

◎平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(別表-2) (抜粋)

2 一部免除するもの

区分	物件	要件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(13) イベント等	横浜市が後援する事業・イベント等	50%を限度とする。

◎平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(別表-2) (抜粋)

2 一部免除するもの

区分	物件	要件	減免率又は占用料額
条例第6条第1項第5号に該当するもの	(13) イベント等	横浜市が後援するイベント等	50%を限度とする。

(3) 本件バナーフラッグの掲出に係る道路占用許可について

下表のとおり、平成24年度から平成27年度までの間に横浜熱闘倶楽部から中区に本件バナーフラッグの掲出に係る道路占用許可申請があり、中区により道路占用許可が行われていることが認められます。

	占用許可申請日	占用許可日	占用許可期間	占用場所
平成24年度	文書廃棄済みのため不明			
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度	平成27年 3月24日	平成27年 3月26日	平成27年 3月31日～6月30日	ベイスターズ通り 他3ヶ所
	3月24日	3月26日	5月18日～8月17日	日本大通り 他1ヶ所
	6月16日	6月17日	7月1日～9月30日	ベイスターズ通り 他2ヶ所
	6月16日	6月17日	8月18日～11月17日	日本大通り
	6月16日	6月25日	7月1日～9月30日	伊勢佐木モール
	9月11日	9月24日	10月1日～11月30日	伊勢佐木モール
	9月11日	9月16日	11月18日～11月30日	日本大通り
	9月11日	9月16日	10月1日～11月30日	ベイスターズ通り 他2ヶ所
	11月16日	11月27日	12月1日～2月28日	伊勢佐木モール
11月16日	11月27日	12月1日～2月28日	ベイスターズ通り 他5ヶ所	

また、中区によると、平成28年度以降は、横浜熱闘倶楽部からバナーフラッグの掲出に係る道路占用許可申請はされていないとのことです。

(4) 道路占用許可に係る道路占用料の減免について

取扱要領第3条の規定に基づき、上記(3)の道路占用許可申請と併せて、下表のとおり、横浜熱闘倶楽部から中区に道路占用料減免申請があり、中区により道路占用料の減免が行われていることが認められます。中区は、本件バナーフラッグの掲出に伴う道路占用料の減免について、市民局から副申書が提出されていることから、占用料条例第6条第1項第5号「市長が特に必要であると認めるもの」の判断基準である取扱要領（別表-2）の「横浜市が後援するイベント等」に該当すると判断し、減免を行ったとのことです。

	減免申請日	減免を行った日	減免額
平成24年度	文書廃棄済みのため不明		
平成25年度			
平成26年度			
平成 27 年度	平成27年 3月24日	平成27年 3月26日	160,600円
	3月24日	3月26日	51,150円
	6月16日	6月17日	115,500円
	6月16日	6月17日	31,350円
	6月16日	6月25日	70,950円
	9月11日	9月24日	24,200円
	9月11日	9月16日	10,450円
	9月11日	9月16日	77,000円
	11月16日	11月27日	70,950円
	11月16日	11月27日	607,200円

第4 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

市が公法上の債権を免除することが、法第242条にいう財務会計行為に該当するか否か、また、該当した場合に住民監査請求の期間制限の基準日がいつになるかに関して、宇都宮地裁平成10年5月14日判決は、固定資産税の免除に関する住民監査請求について「怠る事実の中には、財務会計行為に基づいて発生した請求権についてその管理を怠る場合のように、怠る事実の前提として具体的な財務会計行為が存在し、怠る事実の存否を決する前提として必然的にその財務会計行為の違法の有無を問題とせざるを得ない場合がある」とし、「右の場合には、怠る事実についての監査請求であっても、前提たる財務会計行為を基準として期間制限を適用するのが相当である。」と判示しています。そのうえで、固定資産税の免除に関し「右免除は、一旦発生し、確定した具体的租税債権という地方公共団体の「財産」を放棄することで「処分」したものというべきであるから、地方自治法242条にいう財務会計行為に該当する。…（中略）…本件の場合においても、前提たる財務会計行為の免除を基準として期間制限を適用するのが相当であり、前記認定の事実からすれば、本件の監査請求が監査請求期間を徒過していることは明白である。」と判示しています（控訴審の東京高裁平成11年9月21日判決も同判断を維持）。

前記宇都宮地裁平成10年5月14日判決及びその控訴審である東京高裁平成11年9月21日

判決を踏まえると、本件請求において平成24年度から平成27年度にかけて行われた道路占用料の減免は、一旦発生した道路占用料という公法上の債権の一部を放棄することで、財産を処分したものであると解されることから、減免を行うこと自体が本件請求における財務会計行為に該当し、減免を行った日を基準として住民監査請求の期間制限を適用することとなります。

中区によれば、市が平成27年度において本件バナーフラッグの掲出に係る道路占用許可を最後に行った日は、前記第3の4(3)に記載のとおり、平成27年11月27日であるとのことであり、平成28年度以降は横浜熱闘倶楽部からバナーフラッグの掲出に係る道路占用許可申請はされていないとのこと。したがって、平成27年11月27日より後に、横浜熱闘倶楽部に対する、バナーフラッグの掲出に係る道路占用料の減免は行われていないことが認められます。

住民監査請求の期間制限について定めた法第242条第2項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、本件請求時点においては、住民監査請求の期間制限の基準日となる道路占用料の減免を行った日から既に一年を経過していることは明らかです。また、法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁平成14年9月12日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この最高裁判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的^{うかが}事情も窺えません。

したがって、本件請求は、住民監査請求の請求期限を経過してなされたものであり、法

第242条に規定している住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

【参考】 判断の根拠とした書類

(1) 道路局及び中区

見解書

(2) 中区

回答書（令和2年11月11日及び11月17日）

(3) 市民局

「バナー・フラッグ掲出に関する副申について」（平成27年3月20日決裁 市ス第1440号）



横浜市監査委員殿

令和2年10月/日

● 措置請求の要旨

林文子市長は、自分自身が会長を務める横浜熱闘倶楽部林文子の名をもって、ベ이스ターズが制作掲示したベ이스ターズ宣伝用のフラッグの掲示を、横浜熱闘倶楽部林文子がかしたかのように装い、法で定める道路占有料の半額減額を申請したのであるが、林文子市長は、林文子自身の出したその申請を、虚偽申請であると十二分に知りながら、あろうことか、それを市として認めて、正規の道路占有料の徴収を免れさせたのである。

その違法な脱税行為（道路占有料を免れる行為）に対して、本請求人からも、速やかに、これを徴収すべきであると、幾度となく言っているにもかかわらず、更生請求・徴収を行わなわず、市民に損害を与え続けている。

横浜市が当該脱税を認めている金額の合計は平成 \times 4年から平成 \times 7年迄、別添の通り金4411,440円に上る多額なものとなっている。（甲1号証）

このことは、市民の利益を損なう、市長が行ってはならない背任行為であり、看過できないものである。

よって、その、横浜市に損害を与え続けている行為に対して、本住民監査請求に及ぶものである。

● 事件の経緯

林文子市長は、横浜熱闘倶楽部なるものを組織しており、市内のプロスポーツを応援することを主な目的と標榜しているが、応援には経費が掛かるところ、林市長はもちろん、その倶楽部の会員とされる誰一人も、会費などの提供を行わず、運動資金は、すべて、横浜市の税金をもって、補助金名目でこれを受領して、それをもって会の活動を行い、必要な経費に充ててきていたのである。

林市長は、そのうちのベ이스ターズから、多額の献金を受けていることが知られているが、その見返りとでもいうのであろうか？ベ이스ターズが、横浜市が設置した鉄製の街頭柱に、ベ이스ターズの選手の顔写真などを入れたフラッグを、掲げるにあたり、掲げれば当然横浜市から課される「道路占有料」の支払いを「少しでも免れさせてやりたい」と考えたのであろう～ベ이스ターズが自ら製作し、自ら道路上に掲げる作業をして張り

付けているのに、自分が組織する「横浜熱闘倶楽部がその掲示行為をやっている」という虚偽の申し立ての下、甲1号証の通り「道路占有料減額申請」書を自らが市長を務める横浜市に提出し、「道路占用料の減額」を勝ち取ったのであるが、虚偽とはいえ、申請者が横浜熱闘倶楽部であるから、実務を担当する中土木事務所は、そうした虚偽行為の事実を知らないから、実際は、道路占有料の支払い義務者はベ이스ターズであるのであるが、フラッグ掲示者は横浜熱闘倶楽部であると誤認し、道路占用料の支払通知書を当然のごとく、横浜熱闘倶楽部に送付したのである。

なお、この虚偽申請には、虚偽であることをカモフラージュするために、林市長は市民局長をして「減額申請が妥当である旨の意見書」を土木事務所に出させている
(甲2号証)

横浜熱闘倶楽部林文子は、横浜市長林文子から当該納付書を受け取ると、減額申請は虚偽であり、実際はベ이스ターズがフラッグを掲示しているのだから、その減額された道路占有料は、減額する事には協力したのだが、課金の支払い義務までではないから、横浜市長林文子から送られた道路占有料支払い通知を、受け取るやすぐに、ベ이스ターズに手渡し、ベ이스ターズにそれを支払わせたのである。

ベ이스ターズはその課金を納付書に基づき支払ったが、支払い名義は、虚偽申請の横浜熱闘倶楽部であるから、納付書の写しを横浜熱闘倶楽部に渡したのである。横浜熱闘倶楽部は自信が払っているように、見せかけて文書を保存してきた。(甲3号証)

熱闘倶楽部会計の出納帳を見れば明らかであるが、横浜熱闘倶楽部としてこの道路占有料を支払った形跡はない(甲4号証)

横浜熱闘倶楽部会計に携わってきた体育協会職員は、道路占有料の支払いはベ이스ターズが行ってきたと証言している。

繰り返すが

横浜熱闘倶楽部林文子は、このベ이스ターズのフラッグの掲示者ではなく、道路占有料減額申請を行う資格もなく、道路占有料を支払う義務もない。

フラッグの製作も掲示も、フラッグ制作掲示に伴う道路占有料支払いも、いずれもベ이스ターズが行っており、横浜市長あてに行った「横浜熱闘倶楽部林文子による道路占有料減額申請」は道路占有料を免れるための虚偽申請であり脱税行為である事は明白である。

この脱税謀議は、市長・西山市民局長の手で行われたのは間違いない

このよう公租公課を、偽計をもって免れさせる行為は、犯罪である。

横浜市長林文子は、速やかに、減額した道路占有料の再調定・更正決定を行い、ベイスターズから、ベイスターズが、林市長と共謀して「違法に免れた道路占用料」を徴収すべきであるし、それが出来ないなら、林市長自ら、この市民が被った損害を補填すべきである。

証拠書類

- 甲1号証 道路占有料減免申請書
- 甲2号証 市民局意見書
- 甲3号証 納付書写し
- 甲4号証 横浜熱闘倶楽部金銭出納簿



請求人の主張（措置請求）に対する本市の見解

令和2年10月29日

道路局

中 区

1 請求人の主張の要旨

横浜市長は、ベ이스ターズが制作したベ이스ターズ宣伝用のフラッグの掲示を、自身が会長を務める横浜熱闘倶楽部がしたかのように装って申請を行い、平成24年から平成27年まで、道路占用料の半額（金4,411,440円）を減免させたことは脱税行為であり、市民に損害を与えている。

横浜市長は、減額した道路占用料の再調定を行い、ベ이스ターズから減額分を徴収するか、横浜市長自ら補填すべきである。

2 道路占用許可の取扱い

(1) 道路占用許可に関わる手続き

本件のように道路上に工作物を掲出し道路を継続して使用する場合は、道路法第32条に基づく道路管理者の道路占用許可が必要となり、道路管理者に対し、道路占用許可申請を行なわなければなりません。

また、当該申請書を受理した道路管理者は、道路占用許可基準等の関係法令に基づき審査を行い、許可を行うことが適当と判断した場合に限り道路占用許可を行います。

(2) 道路占用料の徴収及び減免

道路占用料については、道路法第39条において、道路占用料を徴収できる旨規定されており、その額は各地方公共団体の条例により定めることとされています。本市では、道路法第32条の許可を受けた占用者（以下、「占用者」とします。）から横浜市道路占用料条例（以下、「本市条例」とします。）に基づく道路占用料を徴収しますが、占用者から道路占用料減免申請書が提出された場合には、横浜市道路占用料減免取扱要領（以下、「本市要領」とします。）に基づき審査を行い、減免の可否を決定します。

(3) バナーフラッグの取扱い

バナーフラッグは道路法施行令第7条第1項第1号に掲げる幕に該当し、横浜市道路占用許可基準（以下「本市基準」とします。）では、道路照明灯または商店街灯等に添加する幕（旗）を指すものです。

バナーフラッグの許可にあたっては、本市基準により、バナーフラッグの大きさや材質、表示内容等が規定されており、適合しているか審査を行います。また、道路占用料については、本市要領に、横浜市の主催又は共催、後援、副申を受けたイベント等が減免となることが規定されています。

(4) 本件の道路占用許可手続き

平成 24 年度から平成 27 年度まで、横浜熱闘倶楽部から中土木事務所に、中区内の商店街灯等に添加するバナーフラッグに関する道路占用許可申請が出されました。本件につき、関係法令に基づき審査し、許可をしました。

(5) 本件の道路占用料減免の考え方

本市条例第 6 条第 1 項第 5 号は、「市長が特に必要であると認めるもの」に該当する場合は、減免できる旨を定めています。

同号の具体的な運用については、本市要領「別表 2」に定めがあり、平成 19 年の本市要領改正時に「横浜市が後援するイベント等」の場合に 50 パーセントを限度に減額できる旨を規定しています。また、この規定には、「本市の区局が後援名義の使用承諾を行っているイベント」や「本市の区局から副申を受けているイベント」が該当します。

本件については、市民局から占用料の減免に関する副申書が中土木事務所へ提出され、審査した結果、本市要領の「横浜市が後援するイベント等」に該当すると判断し、占用料を 50 パーセント減額したものです。

なお、本件バナーフラッグに係る道路占用料及び減免額は、表のとおりです。

表 平成 24 年度～平成 27 年度の道路占用料と減免相当額

年 度	延べ申請 枚数 (枚)	占用期間	単価 (m ² /月) (円)	徴収した 道路占用料 (円)	減免相当額 (円)
平成 24 年度	1,408	5/1～10/31 3/25～3/31	1,100	1,064,690	1,064,690
平成 25 年度	1,308	5/1～10/31	1,100	719,400	719,400
平成 26 年度	1,069	4/18～3/31	1,100	1,408,000	1,408,000
平成 27 年度	939	4/1～2/28	1,100	1,219,350	1,219,350
合 計	4,724	—	—	4,411,440	4,411,440

3 本市の見解

本件バナーフラッグに係る許可及び道路占用料の徴収は、本市条例及び本市要領の規定に基づき適正に行ったものであり、市民への損害は無いと考えます。

【参考：許可に係る規定の抜粋】

○ 道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

1～6 省略

7 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

（占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

○ 道路法施行令（抜粋）

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第7条 法第32条第1項第7号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

1 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

2～13 省略

○ 道路占用許可基準（抜粋）

第2章 個別基準

第4節 法第32条第1項第7号に係る施設

12 バナーフラッグの占用

(1) バナーフラッグとは、道路照明灯（道路管理者が夜間の道路状況、交通状況を的確に把握するために、歩行者と運転者の良好な視覚環境をつくり安全を確保するために設けた街灯等）または、商店街灯等（商店会その他これらに準ずる団体がその区域内等の道路の照明又は防犯のために設けた街灯等）に添加する幕（旗）を指すものであること。

○ 横浜市道路占用料条例（抜粋）

（占用料の減免及び返還）

第6条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の一部または全部を免除することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 前各号のほか市長が特に必要であると認めるもの。

○ 横浜市道路占用料減免取扱要領（抜粋）

（別表－2） ※平成19年10月1日から平成25年3月31日まで

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(14) イベント等	横浜市が共催又は後援するイベント等	50%を限度とする。

（別表－2） ※平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(13) イベント等	横浜市が共催又は後援するイベント等	50%を限度とする。

（別表－2） ※平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(13) イベント等	横浜市が後援する事業・イベント等	50%を限度とする。

(別表-2) ※平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(13) イベント等	横浜市が後援するイベント等	50%を限度とする。

(別表-2) ※平成28年4月1日から平成30年5月31日まで

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(14) イベント等	横浜市が後援するイベント等	50%を限度とする。

(別表-2) ※平成30年6月1日から現在

2 一部免除するもの

区 分	物 件	要 件	減免率又は 占用料額
条例第6条第1項 第5号に該当する もの	(14) イベント等	横浜市が後援する、又は横浜市の施策に寄与するものとして関係区局から副申を受けたイベント等	50%を限度とする。

第 17 回 監査委員会 議速記録

日時：令和 2 年 10 月 29 日（木）10 時 00 分から

場所：横浜市監査委員会議室（横浜市庁舎 17 階）

午前 9 時 59 分開会

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまから第17回監査委員会議を開催いたします。

住民監査請求「バナーフラッグの掲示に関するもの（令和2年10月1日受付）」の陳述を聴取します。

初めに皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の会議では、監査委員、監査事務局職員につきましてはマスクを着用させていただくとともに、傍聴席には一定の間隔を設けることといたしました。このため、レイアウト上やむを得ず、このような席の配置とさせていただきました。御了承のほど、お願いいたします。

なお、本日の会議では、撮影や録音はできませんので、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆さんにお願いいたします。傍聴に当たっては、陳述の妨げとならないよう静粛にお願いいたします。会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていない場合は御退室いただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

本日の進行は、代表監査委員である私、藤野が務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、他の委員を紹介させていただきます。本間委員です。

○本間監査委員 本間です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 高品委員です。

○高品監査委員 高品です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 佐藤委員です。

○佐藤監査委員 よろしく申し上げます。

○藤野代表監査委員 高橋委員です。

○高橋監査委員 よろしく申し上げます。

○藤野代表監査委員 陳述に際して幾つかの御留意いただきたい点を申し上げます。

陳述される内容につきましては、監査の資料とするため正確に記録する必要がありますので、速記と録音をさせていただきます。御了承をお願いいたします。

また、本日の陳述の速記録は、監査結果に添付して公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。

本日の陳述につきましては、監査委員からの質問を含め、請求人、関係職員とも、それぞれおおむね1時間以内としております。なお、請求人、関係職員とも、監査委員への質問はできません。

請求人の陳述する内容は、職員措置請求書に基づき請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。

請求人の陳述に引き続いて、関係局の職員による陳述を行います。請求人は、この関係局の職員の陳述に対して、最後に意見表明を5分以内で行うことができます。ただし、この機会は意見を表明する場ですので、質問することはできません。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施いたします。請求人の方は、陳述をお願いいたします。

○請求人 このたびの監査は、請求書にありますように、ベ이스ターズが掲示したバナーフラッグについて、これを横浜熱闘倶楽部会長の林文子が、自分が掲示したものだから道路占用料を減免してあげてもらいたいという、いわゆるその陳述を出して、それを信じた道路局が減免申請に応じた。それで横浜市に結果的に損害を与えたという事件の審査でございます。

この事件は、道路局が関係しておりますが、今日も道路局の方がお見えになっておられますけれども、道路局は、横浜市長でもある熱闘倶楽部会長林文子さんが出した減免申請を偽物だと見破るようなところまでは恐らくできなかったんだろうと思います。したがって、道路局には責任がないものと考えております。

そこで、今日は道路局の方が参考人として意見を陳述するんだと思うんだけど、私はこの事件はあくまでも、補助金を与えている横浜熱闘倶楽部の関係者から事情聴取していただいて、なぜその減免申請を出したのかということとを解明していただかないとだめなんだろうと思います。道路局の方に見えていただいて道路局の意見を聞いたところで、今申し上げたように、道路局に落ち度がないと考えられます。そのことを監査委員の先生方には特に申し上げておかなければならないと思います。

今申し上げたように、熱闘倶楽部林文子の名前で、バナーフラッグは自分が掲示しているんだと。自分の責任でやっている、そういうことを言って道路占用料の減免申請を出したんだけれども、あらゆる証拠が横浜熱闘倶楽部林文子がそういうことをやってはいなかったということを証明しています。すなわち、バナーフラッグを作ったのも掲示したのもいずれもベ이스ターズです。

それから、「私が掲示したもので責任者ですよ」と言って出した林文子が減免申請をしましたが、御案内のとおり減免申請をして、道路局のほうで半額の減免をして、残りの半額について請求書を出した。その請求書は当然、減免申請をした熱闘倶楽部の林文子のとこ

ろに送られたんだけど、そのお金は、熱闘倶楽部林文子がベ이스ターズに、納税通知書ですか、占用料の支払い通知書を渡して、ベ이스ターズが支払っていることは明確になっています。

すなわち、何もかもがこのバナーフラッグの掲示についてはベ이스ターズがやっております。横浜熱闘倶楽部林文子というものが一切やってはいないです。やってはいないけれども、自分がやっているごとく装って、熱闘倶楽部林文子が掲示をしているんだから減免申請をしてもらいたいということを出した、このうその申請書そのものに大きな問題があるということをおわかりいただいていると思います。

実際は、その熱闘倶楽部というのは、いろんな問題が後で出てくるとは思いますけれども、実質的には横浜熱闘倶楽部というのは、会員はたくさんおりますけれども、誰一人会費を払っているわけでもなしと。簡単に言うと、いわゆる 傀儡 というのか、林市長の 傀儡 というべきか、作られた、実態のない、そういった意味では実態の組織のない組織だと思われれます。

だから、この組織についてのさまざまな運営事項やお金の出し入れについても全て、横浜市の市民局が実態としてコントロールしておりました。その市民局が市民局長の名前で、熱闘倶楽部がフラッグを掲示しているんだから減免してやってくれというような添え文を、副申書のようなものを道路局にも出している。

そういうことを見ても、いずれも横浜市長の林文子の影響力にある市民局、あるいはその影響力にある熱闘倶楽部の事務をつかさどっていたといわれている体育協会が、この影響のもとで、単にベ이스ターズのバナーフラッグの道路占用料を減額してあげるために偽りの申請を道路局に対して行ったということは、いろんな内容から見ても明らかだと思います。

そこで私は監査当局にお願いしたいことは、今日は道路局の話聞いても意味はないと思います。なぜならば、道路局は何も悪いことをしていません。道路局は、熱闘倶楽部林文子から出された減免申請と、それから市民局長が出した「減免してあげてほしい」という添え文を見て、まさかそれが偽物だとは思いませんから、当然道路局として見れば、その減免について同意を与えたということだろうと思います。

後ほど道路局から話を聞いたところで、あるいは監査事務局のほうで道路局から話を聞いたんだと思いますけれども、今申し上げたように、何の意味もないと私は思います。道路局はやっておりません、悪いことは。

じゃあ、誰がやっているんだということになると、さっきから申し上げているように、市民局と共謀した、横浜熱闘倶楽部会長林文子の名前で出されたその減免申請というものが、何度も言うように、うその減免申請です。何もやっていませんから。横浜熱闘倶楽部林文子は、このフラッグの掲示については何もしていないんです。くどいようだけど、何もしていないんです。ただ減免を申請しただけなんです。

これはトウノさんたちは当然おわかりになっていると思うけれども、このことが重要なことです。自分でやっていないのに、自分がやったごとく、林市長そのものが代表である熱闘倶楽部そのものが林市長に減免申請をする。その手先として動いている市民局が、「そのとおりでございます」という副申書を添える。そうすれば、その影響下にある道路局は、まさか林市長がそういううそは言わないだろう、市民局がそういううそは言わないだろうと当然思っているわけだから、減免に応じるというのは当たり前の話です。

そうしておきながら、今申し上げたように、実際に半額減免された、半額請求されたそのお金そのものも、今申し上げたように、自分たちがやっているわけじゃないですから、ベ이스ターズに払わせる。すなわち、フラッグを作って、フラッグを掲示して、フラッグの道路占用料もいずれもベ이스ターズが払っています。ベ이스ターズが払っています。だから、このフラッグの掲示はベ이스ターズの経費です。

したがって、本来規定からいって減免されるべきものではないんです。減免されるべきものじゃないのに減免されたのは、今申し上げたように、林市長が実際の代表を務めている横浜熱闘倶楽部代表者の名前で、自分がやっているんだと言って道路局にうその申請書を出して、市民局長がそれに添え文をしたということが大きな原因なんです。

横浜市民が受け取るべき道路占用料を減額させたということは犯罪です。何度も言うように、この犯罪行為は、本当にやったのかどうか。本当にやっていないんですから。やっていないの意味は、熱闘倶楽部は全くやっていないです、こんなことは。フラッグの掲示についても、製作についても、何もやっていないんです。

そういううそをついてまで、横浜市の税収、公租公課である今の道路占用料を免れたということは、これは私は犯罪だろうと思います。この犯罪を暴いてもらいたいんです、正直言って、監査委員の皆様には。道路局に聞いても何の意味はないです、はっきり言って。くどいようですけど、道路局には落ち度はないと私は考えております。

まだそのほかにも監査請求を出した事案にも多少関連してくるのかもしれないんだけど、横浜熱闘倶楽部というのは、まさに本当の組織なんか何もないのに、横浜市の市民

の税金を1年間に1,000万ぐらいずつ使うために作られた、簡単に言えば偽りの団体です。偽りの団体だから、偽りのことを平気でやるんです。

そういうことで、このバナーフラッグの掲示の道路占用料の減免というのは、本来、法の定めからいえば、してはならないし、しかし何度も言うように、してはならないか、なるかというようなことを判断する材料を道路局は持たなかったんだろーと思います。なぜならば、道路局は当然市長林文子の影響下にあつて、いわゆる手足になって働いている者だから、その手足が、首である、命令を発する林文子の名前で減免申請を出していますから、誰も疑わないです。誰も疑わないことを最初から承知して、偽りの申請書を出させたんです。

それから、トウノ監査委員ですか。この間、決算委員会なんかに御出席されたのは先生ですか。

○藤野代表監査委員 フジノです。

○請求人 そうですか。そのときに、市民局長がおっしゃっていたでしょう。あの道路の減免申請、熱闘倶楽部のフラッグの道路占用料の減免申請は、林文子は知らないんだよ、事務員が勝手に押しちゃったんだと、こう言いました。横浜市の補助金だけで運営されているという形になっていますから、誰も金を出していないんです。林文子は一銭も出していないんです。

それが、林文子の名前で減免申請書を出すに当たって、林文子は全然知らなかったんだと。係官が勝手に林文子の名前の判子を押しちゃったんだって、こう言いましたよね。それだけ聞いただけだって、監査委員としては、こんなことが横浜市で行われていいのかとお思いになったんだろーと私は思います。

この監査の結果についてはわからないけれども、時期を逸したとか、いろんな監査の条文の中に書かれている中の何かを適用して、いわゆる門前払いを食わせるようなことになるとすれば、本当に遺憾なことだと思えます。

監査委員の責務から考えて、このような偽りの減免申請書を林市長そのものが出す。それで税を逃れる。こんなことは、これは民間だと脱税ですよ。簡単に言えば脱税です。脱税行為を平気でやる。それが露見して、言われると、「いや、私たちが押したんじゃない。勝手に事務員が押したんだ」と言い張る。その押したとか押さないとかって、行為に走った者は誰なんだ。林文子が代表の熱闘倶楽部じゃないかと。「私は知りませんよ」と、これでは通らないと思えます。

この前のときの熱闘倶楽部の中の、御案内のとおり、ベ이스ターズの開幕のときに花輪を出したという事件がありました。これは御案内のとおり公職選挙法違反じゃないかというので刑事告発したら、受理されましたよ。だけど、金額的にも少ないし、林文子は「私がやったんじゃない。勝手に事務員がやったことだ」と言って逃れました。それがために、林文子を被告とする告訴は、簡単に言えば、起訴されなかったんですね。

しかし今度の事件は、金額も大きいし、しかも花輪を出したとか、そういう話じゃなくて、横浜市民が受け取るべき道路占用料という税を免れたんですから。しかも何百万円も。こんなことは、これはトウノ先生にも強く申し上げたいんだけど、絶対に許しちゃいけないですよ。絶対に許しちゃいけないです。監査委員の先生方がどういうふうにお考えになるかということは、後でやがてわかることだけれども、いずれにしても、内容は明々白々です。

熱闘倶楽部林文子会長の名前で出された減免申請はうそ偽りですから。自らやっていないんですから。フラッグの掲示も何もやっていない、さっきから申し上げているように。それを出されて、市民局長が添え文を出して、くどいようだけど、それを道路局が信じちゃった。信じるのは当たり前です。何度も申し上げるけれども、この後、道路局から話があるのかもしれませんが、あっても何の意味もないです。なぜならば、犯罪人じゃないからです。

今日の監査には、本来は、その熱闘倶楽部の人間とか林文子そのものを引きずり出して、「なんであんた、そういうことをしたんだ」と。この間の決算の審査のときにも「関係ない」と。あれは林が知らなかったところで勝手に事務員がやったと言うんだったら、その事務員のやったことに対して、あなたはどうやって責任を取っていくんだと。しかも、国民、市民の道路占用料という税を免れるという重大な事件ですから。このことをはっきりと申し上げなければいけないと思います。

もとより、今日の結果を踏まえた後に、刑事告発ということになっていくんだろうと思うんだけど、これは犯罪なんです。今日は市会議員の先生方も2人、監査委員に席を連ねておられますので御苦労さまでございますが、こういうことです、はっきり言って。絶対に許しちゃいけないです。林が憎いとか憎くないとか、そういう話じゃないです。もしこれが税務署の職員だったら、皆さんは「重加算金をかけるぞ」と脅したと思います。実際かけたと思います。徴収してかけたと思います。

今度の監査で、林文子そのものにもお金を徴収させなかったり、ただ単に門前払いをす

るようなことがあれば、これは監査委員の意味がないと私は思っております。こんなことを言うのは大変失礼な言い方でございますけれども、こういうことが平気で横浜市の市役所の中で行われている。しかもその行った犯人が林市長であるということは重大です。このことを申し上げて、陳述を終わりたいと思います。大きな声を出して申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○藤野代表監査委員 では、よろしいでしょうか。

○請求人 はい、結構です。

○藤野代表監査委員 ただいまの陳述内容に関しまして、各委員から質問がありましたら、お願いいたします。(発言なし)

それでは、質問もないようですので、質疑はここまでといたします。

以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

請求人の方は立会人席への移動をお願いいたします。また、関係職員は、陳述人の席へ着席してください。

〔関係職員着席〕

○藤野代表監査委員 それでは、続きまして関係職員の陳述の聴取を行います。関係職員は、本件監査請求に関する見解を簡潔・明瞭に陳述していただくようお願いいたします。

それでは、関係職員の方は、所属、補職名及び氏名を述べた上で陳述を始めてください。どうぞよろしくようお願いいたします。

○山本陳述人 道路局管理課長の山本と申します。それでは陳述をさせていただきます。

まず1つ目です。請求人の主張の要旨。横浜市長は、ベイスターズが製作したベイスターズ宣伝用のフラッグの掲示を、自身が会長を務める横浜熱闘倶楽部がしたかのように装って申請を行い、平成24年から平成27年まで、道路占用料の半額、金441万1,440円を減免させたことは脱税行為であり、市民に損害を与えている。横浜市長は、減額した道路占用料の再調整を行い、ベイスターズから減額分を徴収するか、横浜市長自らが補填すべきである。

2、道路占用許可の取り扱い。(1)道路占用許可に関わる手続。本件のように道路上に工作物を掲出し、道路を継続して使用する場合は、道路法第32条に基づく道路管理者の道路占用許可が必要となり、道路管理者に対し道路占用許可申請を行わなければなりません。また、当該申請書を受理した道路管理者は、道路占用許可基準等の関係法令に基づき審査を行い、許可を行うことが適当と判断した場合に限り、道路占用許可を行います。

(2) 道路占用料の徴収及び減免。道路占用料については、道路法第39条において、道路占用料を徴収できる旨規定されており、その額は各地方公共団体の条例により定めるところとされています。本市では、道路法第32条の許可を受けた占有者（以下、「占有者」とします）から横浜市道路占用条例（以下、「本市条例」とします）に基づく道路占用料を徴収しますが、占有者から道路占用料減免申請書が提出された場合には、横浜市道路占用料減免取扱要領（以下、「本市要領」とします）に基づき審査を行い、減免の可否を決定します。

(3) バナーフラッグの取り扱い。バナーフラッグは、道路法施行令第7条第1項第1号に掲げる幕に該当し、横浜市道路占用許可基準（以下、「本市基準」とします）では、道路照明灯、または商店街灯等に添加する幕（旗）を指すものです。

バナーフラッグの許可に当たっては、本市基準により、バナーフラッグの大きさや材質、表示内容等が規定されており、適合しているか審査を行います。

また、道路占用料については、本市要領に、横浜市の主催または共催、後援、副申を受けたイベント等が減免となることが規定されています。

次のページに移ります。(4)本件の道路占用許可手続。平成24年度から平成27年度まで、横浜熱闘倶楽部から中土木事務所に、中区内の商店街灯等に添架するバナーフラッグに関する道路占用許可申請が出されました。本件につき関係法令に基づき審査し、許可をしました。

(5) 本件の道路占用料減免の考え方。本市条例第6条第1項第5号は、市長が特に必要であると認めるものに該当する場合は減免できる旨を定めています。

同号の具体的な運用については、本市要領別表2に定めがあり、平成19年の本市要領改正時に、横浜市が後援するイベント等の場合に、50%を限度に減額できる旨を規定しています。また、この規定には、本市の区局が後援名義の使用承諾を行っているイベントや、本市の区局から副申を受けているイベントが該当します。

本件については、市民局から占用料の減免に関する副申書が中土木事務所へ提出され、審査した結果、本市要領の「本市が後援するイベント等」に該当すると判断し、占用料を50%減額したものです。

なお、本件バナーフラッグに関わる道路占用料及び減免額は表のとおりです。

こちらの表を説明させていただきます。まず24年度でございますが、延べ申請枚数が1,408枚となっております。

占用期間は、5月1日から10月31日、3月25日から3月31日となっております。

単価は、一月当たり1平米1,100円となっております。

徴収した道路占用料は106万4,690円。減免相当額は106万4,690円となっております。

平成25年度ですが、こちらの延べ申請枚数は1,308枚。25年度以下は書いてあるとおりとなります。

そして合計でございますが、延べ申請枚数は4年間で4,724枚。

そして徴収した道路占用料は441万1,440円。そして減免相当額は、同額の441万1,440円となっております。

3、本市の見解。本件バナーフラッグに関わる許可及び道路占用料の徴収は、本市条例及び本市要領の規定に基づき適正に行ったものであり、市民への損害はないと考えます。

ページをめくっていただきまして、次以降は、参考としまして許可に関わる規定の抜粋を記載しています。

説明は以上でございます。

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまの陳述内容につきまして、各委員から質問がありましたら、お願いいたします。本間委員。

○本間監査委員 中土木事務所についてお伺いいたします。占用料の減免手続の確認であります。当時の取扱要領には、副申は占用料減免の要件として規定されていませんでしたが、本件申請が横浜市が後援するイベント等に該当すると判断した考え方を教えてください。

○中山陳述人 中土木事務所長中山でございます。今御指摘のとおり、当時の減免要領につきましては、副申という項目はございませんでしたが、従来から副申についても、この要領に基づく後援と同等の扱いをしておりましたので、内部的な取扱いになりますけれども、後援と同等に50%減額とさせていただきました。

○本間監査委員 私からは以上です。

○藤野代表監査委員 ほかに御質問等がございますか。(発言なし)

それでは、質問がないということであれば、質疑はここまでといたします。

今後、監査を行う上で必要がある事項について、関係職員に対し、書面の提出等をお願いすることがありますので、よろしくお願いたします。

以上で、関係職員の陳述の聴取は終了いたしました。

最初に申し上げましたとおり、請求人は、ただいまの関係職員の陳述について5分以内で意見を表明することができます。ただし、質問することはできません。最後に意見表明

を希望されますか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 どうぞ。その場でお願いいたします。

○請求人 今までわかったことのように、ベイスターズのフラッグは、ベイスターズが作って、ベイスターズがこれを道路の上に掲示して、すなわち占有して、それから道路占用料もベイスターズが払ったということから考えてみても、今の道路法に言う道路占用料の支払い義務者というのはベイスターズであることは明白です。これは明白です。

だから、熱闘倶楽部が自分で占有者になったということを出した申請書は虚偽の申請だから、本来、減免の取り消しをすべきだと思います。今現在、もうそういうことがわかっているわけだから、減免の取り消しをすべきだと思います。

それから、さっき後援するどうのこうのという話がありましたが、監査委員御指摘のとおり、その当時はそういうものはなかったんだけど、仮にそれが理由で減免したとすれば、何度も言うように、道路を占有している人に対して後援するという市民局の処理が出れば、それは1つの考え方としてはあるかもしれないんだけど、ベイスターズが道路の占用料を支払う義務者として道路占有者としていた場合において、そのベイスターズを後援するのが市民局だからといって副申書を添えていけば、これまたわからないわけでもないと思います。

ところが現実的には、関係ない熱闘倶楽部、今申し上げたように全く関係ないんですから。うその申請書を出した熱闘倶楽部に添え文の副申書をつけたところで、何の意味もない。すなわち、うそなんですから。

この話は、最初に言った、道路局に責任はなかったんですよ。だけど、今になれば責任が出てくるわけだ。なぜならば、減免の取消しをなぜしないのかということになります。減免の取消しをしない、今日現在しないということでも、その部分において監査請求対象になると思います。

今、誰ですか、説明した人は。「横浜市に、市民に損害を与えたことがないと思います」って、あなたの意見なのか、横浜市長の代弁をしているのかわからないけれども、そんなことを言っちゃっていいんですか、はっきり言って。道路局の幹部職員としてだよ。そんなことを言っていていいんですか。私は残念です、●●●●●●●●だから。私が横浜市長だったら、首です、あなたは。そんな考えで横浜市を運営されたんじゃ、たまらない。

何度も言うように、速やかに道路局は減免の取り消しをしなければだめです。正義のため

に行うべきだということをはっきりと申し上げておきます。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。どうも皆様お疲れさまでした。

請求人、関係職員、傍聴人、速記者の皆様は御退室願います。監査委員の皆様はそのままお待ちください。

〔関係者退室〕

午前10時33分陳述終了